



申5号「管理者の乗務について」に関する緊急申し入れ団体交渉を行う！①

管理者の乗務にあたっては、安全を大前提として、標準数の考え方を変えないことを確認しました！

第1項 管理者の乗務については、議論経過等があることから提案等を行い、安全確保・労働条件の向上に資する議論を労使で鋭意行うこと。

■特徴的な議論

- ・提案事項にはならない。根拠は就業規則に基づくから。
- ・乗務できるのは「業務全般の管理及び運営」の運営に含まれる。
- ・現場長の業務指示で乗務することができる。

(組合)・安全を大前提に、この間議論してきた。議論経過もあり、労働条件に関わることから提案し議論をするべきだ。

- ・このようなコロナ禍の状況もあり安全・健康に資する議論を建設的におこなう必要があることから説明があるべきだ。
- ・地方が説明を求めるなら応じるべきだ。

(会社)・提案、説明すべきとあったが今回は就業規則の範囲内である。

- ・提起があった場合は協約に則り取り扱う。
- ・他系統においても、管理及び運営により、上長の指示で実際に係職や主務職が就いていることもある。

就業規則 第48条(職制) ※別表第1から抜粋

職名	職務内容
区(所)長	区(所)業務全般の管理及び運営
助 役	区(所)又は支区(所)長の補佐又は代理

第2項 管理者が本線乗務を行う判断に至った経過と目的を明らかにすること。

■管理者が乗務する目的

- ・指導業務などに活かすことができ、安全・サービスレベルの向上や社員への乗務指導に資すること。
- ・変革 2027 の実現に向けての一部。安全・サービスレベルを向上し、職場全体の底上げになる。
- ・リスクや弱点を見つけることができる。管理者の実務把握能力を上げていく必要がある。
- ・新型コロナウイルスが感染拡大した際の対策としてもある。

■特徴的な議論

- ・新型コロナウイルス感染拡大の情勢に踏まえて、変革 2027 の実現に向けてスピードアップして取り組む視点ではない。管理者の実態把握能力の向上を通じて安全・サービスレベルを向上させたい。急いでいるわけではない。

第3項 本線乗務を行う対象の管理者を明らかにすること。

- ・乗務のために必要な資格を有する管理者が対象となる。
必要な資格：(適性検査、SAS検査、運転士は免許、必要な訓練を受けていること、見極め)
- ・現場長や副区長も対象になる。助役は当直助役、指導助役等の担務に限らず対象となる。
- ・乗務する際の職名は変わらない。(助役なら助役の職名で乗務する)

乗務経験のある線区に限定すべきと主張するも、限定しないという会社の考えと一致せず、後の項目で再度議論をおこないました！

第4項 管理者が乗務する場合の乗務員及び管理者の標準数について、それぞれの考え方を明らかにすること。

- ・業務に必要な要員を確保していく。管理者の乗務によって、現場の仕事が回らないということはない。

標準数の算出方法は今までと変わらないことを確認！